

経 済 産 業 省

官 印 省 略

平成 15・03・24 製局第7号

平成 15 年 4 月 1 日

関東経済産業局長 殿

経済産業省製造産業局長

天災その他施行者の責めに帰すことができない理由により、開催
を中止又は開催日を変更(延期)する場合の取扱いについて

上記の件については、平成14年10月1日に小型自動車競走法施行規則
の全部を改正する省令(平成14年経済産業省令第98号)が、平成15年4
月1日に自転車競技法施行規則及び小型自動車競走法施行規則の一部を
改正する省令(平成15年経済産業省令第15号)が施行されたことに伴い、
今後は下記により取扱うこととしたので、関係者各位に対し、周知徹底をお
願いします。

なお、平成9年2月28日付け平成09・02・06機局第2号「降雪及び台
風その他施行者の責めに帰すことのできない理由により開催日を中止又は
延期する場合の取扱いについて」は廃止します。

記

- 1 開催を中止した日における未実施の競走に係る勝車投票券は無効とし、
勝車投票券と引換えに返還金を交付するものとする。なお、電話投票に

についても、同様の取扱いとする。

2. 小型自動車競走施行規則第14条第1項第3号後段の場合において、同条第5項の規定により、開催日を変更（開催日を変更した日が節の最終日以外に当たるときは、順次開催日を繰り延べることができる。）した場合は、第1競走から全競走を実施するものとする。